

オウム真理教に対する観察処分の期間更新決定について（報告）

昨年、各校下・地区の皆様のご協力で、『無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律』に基づく観察処分の更新を求める請願書の署名」10万2千余を法務大臣に提出したところですが、この度、以下の通り公安審査会により期間更新の決定が行われました。

改めまして、ご協力に感謝申し上げます。

平成24年1月23日

オウム真理教に対する観察処分の期間更新決定（第4回）の概要

I 被請求団体

麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体

II 決定主文

- 1 平成15年1月23日付け、平成18年1月23日付け及び平成21年1月23日付けで期間更新決定を受けた、平成12年1月28日付け公安審査会決定に係る被請求団体を、3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する。
- 2 被請求団体は、法第5条第5項において準用する同条第3条第6号に規定する「公安審査委員会が特に必要と認める事項」として、次の事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。
 - (1) 被請求団体の構成員に関する出家信徒及び在家信徒の位階
 - (2) 被請求団体作成のインターネット上のホームページに係る接続業者名、契約名義人の氏名及び掲載の管理・運営責任者の氏名
 - (3) 被請求団体（その支部、分会その他の下部組織を含む。以下、この項において同じ）の営む収益事業（いかなる名義をもってするかを問わず、実質的に被請求団体が経営しているものをいう）の種類、事業所の名称及びその所在地、当該事業の責任者及び従事する構成員の氏名並びに各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所（その会計帳簿が電磁的記録で構成されている場合には、当該電磁的記録の保管場所）

（以下略）